





施したことに努めておるのであります。御意見の点は承わりまして、さらに検討はいたしますが、ただいまのところ、検査課という名前ではございませんが、重要な仕事を経済課において担当させて参りたい、こういう所存でございます。

○白井英君 農林省局に対する質問は、私としましてはこの程度にとどめたいと思います。

○政府委員(長谷川四郎君) 民間機関  
にもしそういう事態が起るときには、  
当然國の機関で行うということどころ  
三伺つてみたいと思います。事務當局  
のお話によりますと、この二十八条  
によりまして、いろいろ業務の停止命  
令を出したり、あるいは指定を取消  
ますが、そうされますとどうと、大体  
まあ一つの指定貨物につきまして一つ  
の検査機関というのが建前であります  
しようが、そななりますと、その  
機関の業務の一部または全部が停止さ  
れるといふような事態ができるてくる、  
そういう場合に一休だれが検査をやる  
のかという話を承わつておつたわけで  
ありまするが、それは法文で政府機関  
なり、あるいは政府の指定機関が、指定  
貨物ごとにだれがどういう検査をやる  
かという配分をきめて参ります、そのき  
める省令等におきまして、そういう場  
合におきましては、一切政府がやると  
いうことに対するから支障がないのだ  
いう説明であります、それはその通  
り解して差しつかえないのかどうかと  
いうことが一点。

○相馬助治君 農林次官にこの際お見えな  
れますが、お手元にあるうと思いま  
すが、農林水産委員長から当委員会お  
てに参つておる、先ほど専門員が読み  
上げました内容については、農林当局  
としては妥当と、かようにお考へてい  
りますか。

れる限りにおいては政府自身が経費の面についても十分見なくちゃならない。そういう諸準備がはなはだ不備であります。まさに本法が施行されるということは、とりわけ水産農林関係物質については、危惧するところが多い。かよどり的な打撃をこうむる危険が特に多いものと思われる。こういうもう明確な表現をとっておりますが、これは本法がまだ院に提案される以前に政府部内において、具体的に言えば農林省と通産省局においてどのような交渉がなされ、どのような作業がなされ、どのような了解がなされて本法が提案されたか。その辺について、一つ経緯をお聞かせ願いたいと思います。

な形で正式に申し入れられますと、  
うとも、本院においてこの法律が成  
いたしますと、立法者の意思を離れ  
その経過の事情を離れて、当面通産  
は示された法律において、その精神  
おいて行政措置をどんどんとついて  
と思うのです。その場合に、通産當  
をあれこれ非難することは全く当ら  
いと思うのです。それでそういうこ  
を考えてみると、農林水産物  
が現在問題になつてゐる輸出検査法  
のワクの中においては、その行政措  
がかなりデリケートなものがあると  
うふうな前提に立つならば、むしろ  
法府の責任としては、それらのこと  
法改正を行つべきであり、かりに諸般  
事情上、法改正が許されない場合は  
付帯条件を付して本法を成立させな  
ればならないとかようによく考へておる  
けです。従つて政府當局としては、今  
林當局が言明の通りの話し合ひがで  
ておつて、そうしてそれらの面につ  
ては、御心配ないとこういうことで  
解しろというのでしたら、私はそれ  
そのまま率直に聞くのです。しかし  
私が第一段にお尋ねしたように、農  
當局自身もまた、農林水産委員長がどう取  
扱うべきか。すなわち通産當局に対  
農林當局からこういう申し入れがあ  
から、農林水産物質をままつ子扱い  
しないようにということを要望し、通  
當局がままつ子扱いはいたしません

りにおいて最善の道が尽せる、こういふことで誠意をもつてこの施行に当りたい、こういう考え方であります。

○近藤信一君 先ほど同僚相馬委員から質問に対しまして、農林政務次官は、農林水産委員長からの要望書といふものを、これを妥当と考えておると答弁をされましたのでございますが、ただいまいただきました資料によりますと、過去一ヵ年間のクレームが約六〇%近いものがある。その中で、一番多い数字を占めておりますのが農水産物、こういうことになつております。特に、品質不良の点では、相当な件数があつております。こういう点からいきますると、この従来の輸出品が自家表示による輸出であった、そういう結果から、このようなクレームが過去一ヵ年間にたくさん出ておる。こういう点から考へると、今度輸出検査法が制定されることは、これらのクレームをなくする上からいっても、適当な措置だと私どもは考へるわけあります。が、この点、農林政務次官はどういうお考へでございましょうか。

○政府委員(八木一郎君) 全くお説の通りでございまして、この法の精神を生かして、最善の行政をやっていきたい、こういふ考へであります。

○近藤信一君 そうすると、先ほどの農林水産委員長からの申し入れの趣旨、これと若干食い違ひがあるよう考へるわけなんですが、その点いかがでしょうか。

いうふうに申し上げたので、あるいは若干食い違いがあるじゃないかという御指摘でございますが、一方、予算の事情と生産者の負担の事情等を勘案して、技術的な検査の実態調べまするのと、今申し上げたような、また御指摘のような考え方にして、立法された趣旨に沿うことが、最も適切なわれわれのとする措置である、こう考えておるわけでございまして、御了承願います。

性の向上を期して参りたいと、こうしてこの検査制度の充実強化は期して参らなければならぬと思う。しかしながら直ちにそのしわ寄せが生産者の士気を来るよう認識されることも考えなければなりませんので、鶏先か卵が先かといつたような感じがやはり多數の生産者農林水産物関係生産者の中で起きて参りますので、現状としてこの程度で、一つ御了解を賜わりたいと考えております。

○相馬助治君 ちょっと速記をとめて下さい。

○委員長(松澤兼人君) 速記をとめて下さい。

午前十一時五十九分速記開始

○委員長(松澤兼人君) 速記始めて下さい。

ただいま問題となつております輸出検査法の件につきましては、なお検討を要する事もあり、農林水産委員会からの中入れにつきましても、ささらに協議をいたしまして決定することとし、午後の会議は一時半に再開することとして暫時休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後二時二十五分開会

○委員長(松澤兼人君) 午前に引き続き、会議を開きます。

○豊田雅次君 輸出保険法の一部改正法案が提案せられておりますにつきまして、これに関連して大臣にお尋ねをしたいと思うのであります。輸出保険制度は、御承知のように普通の輸出保険、それからまた輸出手形保険とい

うのが別にあるわけですが、そのほかに海外に広告してその実収が上つてこない場合には、そのリスクをカバーする海外廣告保険というようなものまであります。それから今問題になつております、海外投資をやつて、そうしてその収益が上らぬという場合には、海外投資保険制度というのがあるわけなんありますが、今回はさらに海外投資の元本だけでなく、配当金まで送金ができるというような場合には、これについて保険をやろうということになつておるわけでありますと、実際にかなりところに手の届くよう、この保険制度が輸出関係については行われているわけなんですが、その恩典に浴するのは、御承知のように輸出商社であります。ところが、この輸出商社には、かつての例を引き合いに出しますと、岩田商事なんていふのは不渡手形を……、自分が海外へ輸出するその商品を国内の中小企業者から納入せざる、そして手形を振り出す、その手形がたちまち不渡りになるというようなことになつてくると、これについては何らの保険制度もないわけなんです。要するに中小企業者お互いの間では、やっぱり不渡手形を出しておりますが、十万や十五万の不渡りならば、中小企業者はお互いに何とかできるのですが、岩田商事のような輸出商社に対して、物を納入し、その手形となると、二百万、三百万の手形になるわけですが、それが前日までに有料手形と、二百万、三百万の手形一枚の不渡りで、この中小企業者は、日ごろどんなにまじめに経営し、どんなは過漏のな

いいき方をしておつても、たちまちそこで倒産せんならぬというようなことになつてくるわけなんです。そういう点で、中小企業者に大商社から振り出していく手形のごときものが不渡りになつたという場合には、日ごろから中小企業者も保険料を出す、國の方も借りについてある程度の負担をするといふ一つの保険制度があれば、いよいよこの不渡手形が出てきたというときには、しかもそれが大口で、何とも中小企業者としては処置ないという場合に、その八割の保険金がもらえるということになると、中小企業者は自分の罪でなくて倒産せんならぬときのその危険というものを脱し得ることになります。この問題を私ここで大臣に申し上げるのは、その岩田商事といふものが海外に輸出した場合について、その危険についてあらゆる危険をカバーできるよう、微から細に入つてこの保険制度が、だんだんに改設されてきているわけですね。今申し上げるように、商品を輸出した場合のその危険についてはもちろんのこと、また輸出手形についての危険が出てきたときは、それに相応の利益がないときには、それの戻期末をするような保険もできておる。海外へ投資をやつて、たとえば興羽紡績がメキシコで仕事をやるというときには、海外投資の危険に対して保険制度がある、今度はまたその元本だけでなく、その配当金が何かの工合いで国内に送金にならないというときには、その配当金にえ払つておれば、いざとなつたときには、七五%の保険金がもらえる、そこでい

するということになつております。それから次の段階になつて、この国内の中小企業者対輸出商の関係になりますと、輸出商がどんなことをやつても、中小企業というものはその責任を転嫁されて、そうしてそこで倒産の危き日を見る。これはちょうど農業関係につきまして、御承知の風水害があるというと、風水害に對して共済保険制度がある、この共済保険で風水害の危険に對してのかバーができるというようなことになつたりするのは、まことに風水害にあつたようなものです。そういう場合についての保険制度というものが全然ないのですね。そういう点で、農家についてはそういう天然の危険に對しては共済保険がある。海外へ輸出する場合については、こまかいいどんな危険でも大体カバーできるような保険制度がある。ところが、そういう相手方になつておる国内の中小企業者は、全然自分の罪なくして滅びる場合の危険も、全然カバーする道がないというのはいかにも……。大に對してはかゆいところに手の届くようには國の施策というものができておるし、また、そういうふうにしようというふうになつてきておるのであります。が、小のもの、これに對しては全然手が届いておらぬ。あんまりアンバランスではないか。これに對して通産大臣、いかにお考えでありますようか。ことに、政調会長として大いに自民党内で御研究になり、重きをなしてこれら、また、将来も必ずそういうふうになられると思つのでありますと、今すぐというこ

とではなくてもいいのかもしれません。が、将来必ずバランスのとれるようにならなければいかんのではないか。そういう点から、一つ大臣の率直なる御意見を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(水田三喜男君) 今おっしゃられたふうな問題は、ひとり輸出に關係している問題だけではございませんで、ちょうど数年前二、三年前に続出した事件がございますが、親会社が突然手を上げて更生会社になるということによつて、前日まで品物を納入しておつた中小企業が金部代金が取れないと。しかも、会社全体の財産は一番の主要取引銀行に全財産を押さえられて、ほかのものは取る余地がないというふうなことで、そのために中小企業者自身が出してゐる手形を払えなくなる。それが連鎖作用を起して、一般の不渡手形の大きい問題を起したことなどがございまます。が、そういうふうな点から考えて、ひとりこの輸出に関連する問題だけではなくて、そういう場合に、人のために自分が手形の不渡りを出さなければならなくなる。それによつて倒産するといふうな中小企業を救う方法はないかということから、この中小企業者の債務者に先取り特權を認めるいろいろな立法を考えられないかということになると。で、これを保険制度で助ける方法がないかと申しますと、火災保険とか、農業共済保険とかいうようなもののはいつ災害があるかもわからぬ、実

際に災害があるかもしれないという可能性が非常に多いのですから、平素掛金を取つて、一朝事が起つた場合に、損失を負担するという保険が成り立つと思うのですが、ただいまのようななケースから見ますと、ふだん自分が取引している取引先の信用というものはあらかじめわかつてはいる。よくよくの場合に起ることでございまして、危ないと思うなら、もうふだん手形の危ない可能性もあるのではないかと、どうも危ないとやはり思われているところと取引した人に、たまたま多くの事故が成り立つかどうかという問題になるといふと、技術的に非常にむずかしい問題があるのではないかと思つておりますので、まあ私どもの感じとしましては、保険制度によって、そういうものの中小企業の事故を救うということをやつたらいいか、そうじやなくてやはり民法的に法律の問題で、そういう人の倒産や何かの飛ばっちらりを受けいつた場合に、これを救済する制度を、保険制度以外のことと考へる方が実際的ではないかというふうに考えて、そういう方向の研究をわれわれはしたいと思つて、いろいろ党でも、政調会でも今やつてはあります、今考えておることは、そういう方向で助ける制度の方があらかじめわかつてはいる。ふうに私自身は考えております。

が、たとえばお話しの先取り特権の問題なども、これはある程度効果があるうとは思いますが、なかなか先取り特権といつても、他の大企業相互間においても、あるいは銀行の相互間においても、いろいろな関係から先取り特権がものをいわぬという場合も出てくるあります。しかし、さらにまた、一面、危ない取引先であるかどうかがわかりそうなものだというわけなんですが、今お話しのありましたのは、日平産業などのお話しかと思いますが、それとも、日平産業なども何じやかんじや言つておつても、よいよという前日まで手形の割引きいておったようですね。ことに岩田商店などになると、金然前の晩までは何のことなんから見当をつけるということは、非常に困難なんです。それで、今は御承知のように、いわゆる神武以来の景氣なんというものですから、この不渡手形になるならんということ、それほど問題ではないけれども、これがちょっとデフレ傾向になると、あるいは輸出も頭打ちになるとかいうようなことで情勢が變つて参りますと、いつ何どきまた、そういう事件が出てくるかもしれません。そういう場合に保険制度以外にこれは方法があるといいのですが、なかなか困難ではないだろうか。そういう場合に、御承知の信用保険制度につきましては、銀行が貸し出して、そしてうまくいかなかつた場合には信用保険制度によつてカバーする道ができておるのであります。が、銀行

大企業の関係の場合に問題が起きまして、た場合に、信用保険制度に準するといふか、あるいは信用保険制度の一つの改正によって特殊の保険制度というものが創設できること、これは非常に中小企業者も安心して事ができるということになりますので、この際に御考慮を願つておきたいと思いますのは、中小企業相互間の手形は、先ほど申しますが、ようやく金額も少いことありますし、これは一々保険制度にかけるといふことは大へんだろうと思いますが、現在株式市場に上場せられておるような会社であつて、しかもそれが何人も予想よりもできないようなふうに不渡手形が山積する、それがために中小企業者が倒産のうき目を見なければならんというような場合には、日ごろからこくわづかの保険料を納めておるということをカバーのできる制度が立てられると、非常に助かるということを、業界自身が言つております。ことに織維関係で、中小企業者がその織織製品を商社に納める、その場合にその相手の商社から大口の不渡手形が出てくる、しかもこれが海外に輸出せられると、今度の輸出保険制度の改正等を何回も今までやつてきたのであります、この輸出保険でほとんど輸出商社は何とか救われるのである。ところが、それを納入しておる方の中の中小企業者は、万一千のことが大きくなってきて、そこには救われる道がない。これに対する保険制度を、信用保険制度の一部改正などで、今後お考えを願うと非常に幸いだと思うのであります。でこれについてはかねてこの商工委員会の前身でありました通産委員会当時、相当この問題は研究もしたのですが、その際に証券取引所、

手形交換所からも来てもらつたり、あるいは市中銀行代表者にも来てもらつたりして、相当研究したんだありますが、當時市中銀行の代表者などは、むしろこの制度が始まることによつて金融の円滑化にもなりやしないだらうか、要するに手形の割引が安んじてできるという点から、金融円滑化にもなりやしないか、それから手形交換所の意見も、上場株式会社程度の手形振出しについての保険制度ならば、これはまた考へ得るんではなかろうか、とうようなことでありましたので、自來機会あるごとに、中小企業厅などにも意見は提示しておりますけれども、なかなかいろいろ次から次へとほかの問題が出てくるものでありますから、この問題が非常に取り残されてきておるのであります。そこで、一つ今後大臣の方からも事務当局にこの制度の研究を一つ下命をしていただくようお願いをしたいと思うのであります。

ると思つうんであります。が、そういうふうにつけまして、何かその補償と申しますか、そういうことはどうなつておるんですか。これはあえて大臣でなくとも、局長からでもけつこうです。

○政府委員(松尾泰一郎君) これは検査法と保険法に関連をすることですが、日本の検査を済んで、そして仕向地に出す。ところが仕向地の検査が、必ずしもこれは国際的な統一の機関があるわけではなくから、仕向地でこれを拒否した場合があるのである。そういう場合について、これを通産省としてはどういう工合に扱われるか。ただ業者が泣き寝入りで終るものか、あるいはこれについて何か保険ならば、たとえば特殊などいろいろそれをケースとしてどの保険の機関にこれをかけてしかるべきか。これは相当私はあり得ることだと思つうですが、また、従来から相当こういうケースがあつておるはずですが、このことについて伺いたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) お尋ねの点は、輸出検査機関に検査を受けて出したものが向うに着きましたから、いろいろのクレームの、いわゆる対象になつたその場合における措置についてかと思ひますが、いわゆる普通の売買契約によりますと、いろいろの品質その他につきまして、規格にしましても、その他いろいろな条件を付して参るわけであります。しかしながら、今度の新しい検査法案によってやります輸出検査は、いわば日本の輸出品として海外においても恥かしくないという意味においての最低限の品質検査を建前に

しておるわけでありますので、いわゆる従来クレイムの大部分が品質の不良と、いうことによつて起つておることは、先般も御説明申し上げた通りであります。従いまして今度の検査制度の改善強化によりまして、品質の不良を防止ができます。して、クレイムの発生する件数も激減いたします。したがつて、クレイムの発生する件数も激減いたします。するのと、われわれも期待いたしておるわけであります。先ほど申しましたように売買上の条件である、いわゆる品質といふものと検査機関のやういわゆる最低基準である品質といふものが必ずしも一致しない場合も多々あるうかと思うのであります。従いましてそういう場合におきましては、検査機関の輸出検査に合格していくたから、クライムが全然起らないんだといふことも言えないかと思うのであります。そういう場合は、個々のメーカーなり輸出業者が、契約条件によりまするその基準に合うよう注意を願うなります。あるいは不幸にしてクレイムが起りますれば、それをクレイム解決の方法も國際慣行でできておりまするのと、そういうふうな制度なり、機関を通じて解決を願うほかに方法はないか、じやないか。ただ、御指摘のよくなきルームの発生に備えて、クレイム保険についても、いろいろむずかしい面があるわけであります。たゞおなじみの包括保険と申しますか、強制保険にして貿易業者に全部入つていただくと、いうことになりますと、保険料も非常に安くいくけるわけであります。されば、かなり技術的にいろいろむずかしい面がありますが、実際問題としてそういうことはできない

ということになりますと、保険制度として成立させるためには、割合に高い保険料を取らなければいかぬ、また技術的に、かりに検査制度が確立されましても、航行中に変質をするようなものも出て参りますし、なかなかきちっとした保険制度に乗り得ない、という、技術的な問題もいろいろあらうかと思ひます。そこで今さしあたりのところとしては、なかなかそういうクレームの発生につきまして保険制度でカバーされるということは、かなり困難ではないかと思つておるのでございますが、われわれ平素何かそういうふうな道もあいかということで研究しておりますので、今後も一つ研究を続けていきたい、こういうふうに考えております。



伝をすることによって、現在行つてゐる輸出をこの程度まで増加しようといふ計画を作つてそして保険につける、こういふ仕組になつております。ほかの地域に対する商品につきましても、いづれもそつういうふうにやつております。

○豊田雅孝君 そうすると、あまりこの輸出見込みのないようなところに過大な輸出見込みをして、そして広告宣伝をやる、そしてそれに伴う害益がないといふ場合に、保険事故ありとして保険金が交付されるのですか、そういう場合でも。

○政府委員(松尾泰一郎君) これまでには、たゞ化粧品とか、機械、雑貨等が主としてこの広告保険にかかるのでございますが、もちろんその金然出てないような地域にやる場合もありますし、また、もつと広告宣伝をすれば、現在の輸出が伸びるであろうかと思われるような地域に対してやる場合もあるし、まあいろいろあるわけあります。が、問題は輸出の見通しを非常に甘くするということになりますと、この特別会計の負担する保険金支払いが非常にふえるわけです。そうして率直に申しますと、非常に運用がしにくいわけであります。そこで、過去の経験率から見ましても、ときどき輸出の見込み等につきましては、基準を変えて連川をしていくというのが実情なんですね。遺憾ながら今日まではこの保険はどつちかと申しますと、赤字に実はなつておるわけです。こういうようなわけです。

○豊田雅孝君 そうすると、その計画が甘いか甘くないか、あるいは甘いと見た場合に、査定する基準なんという

のは、どんなふうにやつておるので

しましたように、赤字が毎年累増して

おるようす好になつております。

○近藤信一君 お話を聞いておりま

す。それと今申しましたように、回収率百分の五に該当する商品につきましては五万円、広告費を使っており、百万円の輸出増を見込む。従つて広告費としては五万円までは政府はみる、こ

ういう仕組みのものであります。今申

しましたように、標準回収率を百分の五と百分の二の間に、商品によつて程度をきめてやつておる。こういうわけ

であります。

○政府委員(松尾泰一郎君) 実は昭和

二十七年に海外広告保険法を設立され

ございますが、いわゆるこの標準回収率を百分の二から百分の五と一応きめられておるわけです。その回収率と申しま

すのは、輸出増加額をもちまして、広告費を割った率を回収率といつておるわけです。従いまして百万円の輸出の増加を見込む場合には、広告費としては二万円まで保険につけられるといふうな仕組みでござります。それ

は今申しました回収率の最低であります。それと今申しましたように、回収率百分の五に該当する商品につきましては五万円、広告費を使つており、百

万円の輸出増を見込む。従つて広告費としては五万円までは政府はみる、こ

ういう仕組みのものであります。今申

しましたように、標準回収率を百分の五と百分の二の間に、商品によつて程

度をきめてやつておる。こういうわけ

であります。

○政府委員(松尾泰一郎君) 実は昭和

二十七年に海外広告保険法を設立され

ましたときには、各種の輸出振興策をとらなければならぬといふうな、輸出が非常に不振な時代でございましたので、この保険を最初できたときの

気持は、率直に申しますと、保険制度というよりは補助金的な色彩もかなり濃厚であつたわけであります。ところが、運用して参りますと、先ほども申

しましたように、赤字が毎年累増して

おるようす好になつております。

○近藤信一君 そういたしますと、このところ、商品によつて若干違うのでござりますが、いわゆるこの標準回収率を百分の二から百分の五と一応きめられておるわけです。その回収率と申しま

すのは、輸出増加額をもちまして、広

告費を割った率を回収率といつてお

るわけです。その回収率と申しま

すのは、輸出増加額をもちまして、広

あるいは外国の政府、地方公共団体もしくはこれらに準ずる者によって、この権利または利益が侵害されたことによつて損害を受けて解散したということがありますので、そういう事態を予想して、あらかじめ解散してしまったということの場合には、これは保険の事故にはならぬわけでござります。  
○近藤信一君 それからこんどは設備や鉱業権、漁業権のような、事業遂行上重要な権利を侵害された場合をも加えることとした、こういうふうにございますが、たとえば、現在太平洋水域には日本の漁業権というものは相当あると思うのです。そういう関係で、今クリスマス島、前のビキニ島こういうところで水爆の実験があつて漁業権が侵害された、こういうような場合はどういう結果になりますか。

散したというような場合は、当然の対象にならうかと思します。しかしさほは、今のところはないのではないか、ふうに考えております。

○近藤信一君 今外国で漁業権についているという事例はないのです。

○政府委員(松尾泰一郎君) 現在で海外投資保険に入っていますが、南洋が現物出資によりまして漁業を営んでおります。この一件だけであります。まだ保険に入っておられない漁業ばかりあるうかと思います。

○近藤信一君 鉱業権の方はどううか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 鉱業方は現在三井金屬鉱業がタイ国にてタンクステン及びすずの鉱業にしております。これも現物出資にしております。これも現物出資に投資でございます。

○近藤信一君 そうすると鉱業権きましても漁業権におきましても外での投資というものは一件ずつないということですね。

○政府委員(松尾泰一郎君) ちょっと鉱業権の方の説明が不十分でございましたが、今申しました三井金屬がタイ国に現物出資で鉱業を営むるほか、四件ばかりです。鉱業は現金出資によりまして海外投資をしております。

○近藤信一君 現在日本の産業振ためには、相当今海外に対して投資というものがふえてくるのじやかと考えられる。そういう点からましても、やはり今後この海外投

あります。非常に重要なことであります。  
○白井勇君 私ちょっとと戻りますけれども、輸出検査法に限しまして二点は  
かりに通産省を代表されます政務次官に  
伺つておきたいと思います。この法案の  
将来の見通しといいますか、運営に  
関連しましてであります。過日来事務局に伺つたところによりまする  
と、指定検査機関としましては、現在  
あります二十六にさらに五つくらいの  
検査機関を指定をされ、実施をして  
いくという考え方のようであります  
す。申し上げるまでもなしに、この検  
査というものは、非常に厳正に公正に  
行わなければなりませんから、日本の  
ような国柄から見ますれば、これはやは  
り政府自身がそういう仕事をやって  
いくというのが、これは一番無難な建  
機関にかかるような機関があるとした  
しますれば、民間に一応指定機関を設  
作つてやるということも、一つの方法  
かと思うのであります。ところが、今  
通産省の構想しておりますような指  
定されると思われるする団体の実態を  
見ますすると、それらは大体その指定貨  
物の、まあ何といいますか、関係者の  
団体のまた団体であるというような弊  
態であるわけであります。ですから、  
悪く申しますと、業者方面のさしあた  
りの利益というようなものが非常に強  
く反映していく、こういうような弊害  
が伴いやしいものじやなかろうかと思

うのであります。どうしましても、輸出をやつしていくということになりますれば、遠き将来の国の輸出貿易という利害関係を考えまする前に、業者個人のさしあたりの目前の利害関係に走りやすいといふような面があるわけでありまして、そういうものが指定されまして、果してこの法案の趣旨のようない実施ができるものであろうか、さらにまた、考えてみますると、現在予定されておりまする二十六にさらに五を加えまして三十一になるわけでありますが、それらはそれを特定の指定貨物のみを検査して参りまする機関に予想されておるわけであります。ところが、指定貨物そのものというものは、世界市場を相手として参りまする、非常に何と申しまするか、商売の波のある、浮き沈みの激しいものなわけであります。そういうものを相手にしてやつて参りまする機関、しかもその仕事というものは、申し上げるまでもなしに、厳正にやつていかなければならぬ。ところが、一体特定の貨物のみの検査機関でありますれば、そのものが輸出がとだえるということになりますれば、検査業務に携わつておりまする者、それ自体の身分も保障されないと、いうような、非常に不安定な格好になつてくる、この法律を読んでみまして、検査員は登録はされまするけれども、それを国におきましてある程度めんどうをみてやるとか、あるいは片棒をかついでやるといふような何らの方法はない。そういったふうな機関そのものの、どっかと申しますと、厳正中立といふようなことは、必ずしも守つていけないじやないかといふようない危惧の念も抱かしめ、しかも、検査

をやりまする者は身分の保障というようなものがほとんどないような状態のもとに、こういう大事な仕事をやらし  
ていいって、果して一休通産者というものは円滑にやれる見通しがあるのかなか  
いのかということを、私は非常に危惧の念をもつて見るわけであります。こ  
れに対しまして、通産省としましては、この法案の趣旨に沿いまして、どうう  
うような方法をもつて、目的に沿うよう  
うに検査をやっていかれるというお見  
通しがあるのか、その点ちょっと伺つ  
ておきたいと思います。

の責任に立って、指定基準に合致しない  
かったというときに、十分これを取り  
締る道が聞かれてていると思うのでござ  
います。なお御説等もござりますの  
で、この点については、十分その意  
合致するような方法をもつて、行政基  
準をしておきたい、こう考えておるわ  
けであります。

あるような方向に漸次進化していくべきやならぬのじやなかろうかというふうに、私は思つておりましたので、先ほどの点を伺つたのであります。

それからもう一点私伺つておきたいと思ひますのは、農林委員会の方からもああいう申し入れがありましたようす。

まするあなたの検査員という職業があるわけですが、そういううなたちのたとえば旅費の点を考えてみます。それでも、月せいぜい約千七、八百円程度で、二千円を割るような旅費であります。ところで、たとえてみますれば、工芸品検査所という関係の場合におきまして、監督をしなければならない場

○政府委員(長谷川四郎君) 検査機関の予算的措置といふものは、わかれ三、四カ月のものでしようが、これらの予算の裏づけの措置につきまして、通産省はどういうお考えを持つておるか。

○政府委員(長谷川四郎君) 民間の検査機関でなく、政府機関の方へ移行すべきでないかというような第一点の御説がございましたが、民間機関が現在あるけれども、急速に全部政府機関といふわけにも参らない。それを十分に運用できるように、政府みずからがこれを指導し、そして併用して進んでいきたい、こういうような考え方を持つておきたいと思います。

さらにまた、もう一つは、中立性と申しますか、たとえば人事の問題にしても、監督というようなこと、認可といふ、こういう点についても不十分ではないかというように、私たちの方は自信を持って提案をしているわけでござります。

さらにもう一つ、身分の保障につきましては、輸出検査員の選任とか解任届出制、そういうような点、また従つて不当な処分だとか、たとえば解任の裏面に不正の事実が介在して、かつそ

げたことが多少誤解されたようと思ひますので、念のために申し上げておきますが、私は、この法案が通りますので、建前としますれば、国としては、新しく機関を作るわけじゃありませんので、その上で、念のために申し上げておきますが、私がやるのを望ましいことであるといふように、私個人的には考えますが、しかし、それぞれの貨物につきまして、当強力な機関というものは、従来そこまで発展してきておるわけでありります。この段階におきまして、それらのものをさらに國の方に統一すべきものであるというようなことを私は考えておるようなわけじやないのであります。ただ、ただ、そういう民間の強力を団体として、たゞ一つの指定期貨物を育成をしていかなければならぬと私は思うのであります。ただ、それには、今通産省が構想しておられますのは、それぞれの指定貨物別に団体でも作つていくという考え方だと思います。ところがそういうもののは、一つがだめになりますれば、それきりだめになってしまいます。ですから、将来のことを考えますれば、やはりある程度そういうものをまとめまして、一つの指定貨物が輸出が不振でありますから、他の伸びるもので埋め合せてやりますが、その伸びるもので埋め合せてやつていくなんという、一つの彈力性があります。

農林省管領のみならず通産省の場合におきましても、これだけの法案を出されまして、その予算の裏づけと いうものは、ほとんどないということです。一千万円ばかりの補助費を取りまして、指定機関の器具の購入に充て るというようなことで、あるいはまた、多少旅費を取つておるようであります。が、しかしながら、私たちは過 日来現地を見せていただき、また御提 出願つた資料等についてみましても、 ます検査器具なんかのことを考えてみまするというと、工業品検査所ですか、 あそこに参りましてお話を聞かし ていただきましても、検査といふもの は、これは御承知の通り機械器具を もつて測定をするわけでありまして、 そういう機械器具がなければできない ものなのにかかるわらず、必要な検査器 具の三一%しか配当が行つてないので す。三一%しか配当が行つてないとい うことは、結局三割しか検査ができる いということに私はなるものだと思う のであります。が、はどうしてやつて いるかといいますれば、それは検査を 受ける方の機械を借りしましてやつて いる、こういうような話話し合いで、そ れからまた、監督をやっておられ ようはずはないのです。それでは、

所が要するに幾つあるかといいますと、約九千五百あるのですね。九千五百百に、職員の数といえば二百四十人です。ということは一人で四十ヵ所も見て歩かなければならぬ。そうしてわずか二千円足らずの旅費しかない。こういうような格好にもなつてゐるわけでありまして、通産省自体の検査職員の実態、それからその民間でやっておられます指定検査機関におきましては、お役人の状態でも、そういう格好になっております。さらにまた、今後指定されます指定検査機関におきましても、これは先ほど申しましたように、一つの国の仕事を、そういう強力な機関が引き受けてゆくわけですね。ですからそういうものは、これは大体手数料である程度まかなわれるということは考えられますけれども、やはり国でやるような仕事をかわってやるような一つの強力な機関でありますからして、そういう面におきまして、この人件費の補助をやつてやりますとか、いろいろなやはり政府としましての予算的な裏づけを考えやらなければ、この仕事というものは、ただ法律を通じただけでは、うまくいきっこないのじゃないか、こう私は思うのですが、まあ今後法案が通りましても、九ヵ月もあるわけでありますからして、三十二

総合機関を作りまして、その方向にせん導してゆきたいというふうに考えております。私みずからが最後の御指摘は、そう考えております。これだけのわずか四ヵ月であっても、一千万円でいう予算でもって、これだけの希望を果すことができるかどうかといふこと、また現にいろいろな点等を見ましても、特に日本の輸出工業というものが、今日これだけ大きくなっているし、いうゆえんのものも、いかに中小企業が主体となっている点が多いかといふ点、こういう面から考えましても、予算というものがこれで満足すべきものでは私はないと思います。本年発足いたしました、わざか四ヵ月間だからと、いうので、これで満足するものではなくて、三十三年度の予算には、たゞいままでの御指摘の点等につきましては、十分私はこれを検討し、さらに大蔵省と折衝を続けて、そのたゞいまの白井さんのお言葉の通りな方向に進んでゆきたい。そうでなかつたならばこれをもつと言わせていただくなれば、検査機関、国のこれだけの検査機関といふようなものを、輸出に対しての検査機関といふ機関というようなものに対しても、國が十分に、たとえば半分くらい国が自

るのは、当然じゃないかと私は思つております。そういう意味におきまして、そういう点には十分留意し折衝する考え方でござります。

○委員長(松澤兼人君) 速記をとめて。

午後四時二分速記中止

○委員長(松澤兼人君) 速記を始めて下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十四分散会

三月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

(予備審査のための付託は二月十八日)

一、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

(予備審査のための付託は二月二十一日)

昭和三十二年三月十九日印刷

昭和三十二年三月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局